草津市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第4項および第 7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に 関する報告を決定し、公表する。

令和7年3月27日

草津市監査委員 岡 野 則 男草津市監査委員 井 上 薫

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
健康福祉部	長 寿 い き が い 課 人とくらしのサポートセンター 生 活 支 援 課
会 計 管 理 者	会 計 課
都市計画部	都 市 地 域 戦 略 課 開 発 調 整 課

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和5年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

- (5) 意見および指摘事項
- ●監査対象:長寿いきがい課

重点項目

- ・総合相談事業費のうち高齢者総合相談・支援事業費
- ・ 地域ケア会議推進事業費
- 認知症総合支援事業費

意見

専門職の産・育休や欠員にかかる代替職員について、各専門職の早期確保に向け、 有効な策を講じられるよう願うところである。

●監査対象:人とくらしのサポートセンター

重点項目

- · 多機関協働等事業費
- · 生活支援体制整備事業費

意見・指摘事項

特になし

●監査対象:生活支援課

重点項目

生活保護費のうち医療扶助および施設事務費等

意見・指摘事項

- ① 医療扶助のうち移送費および訪問看護交通費において、9 件の支払遅延が見受けられたので、扶助費をはじめ支払事務を適正に執行されたい。
- ② 年間の時間外勤務時間が 360 時間を超える職員が半数おられ、長期休暇者も見受けられる。実働可能な適正人員の配置に努められるとともに、各専門職の人材確保に有効な策を講じられるよう願うところである。

●監査対象:会計課

重点項目

- 財務監査 出納事務費
- ・行政監査 重要物品の適正な管理および資金運用について

意見 · 指摘事項

特になし

●監査対象:都市地域戦略課

重点項目

・都市計画推進費のうち都市計画推進費および地域再生推進費

意見・指摘事項

特になし

●監査対象:開発調整課

重点項目

• 開発審査事務費

意見・指摘事項

特になし

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

[公の施設の指定管理者]

監査対象団体:一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター、特定非営

利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会、大五産業株式会

衦

監査実施期日:令和7年2月19日から令和7年2月21日まで

(2) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者として、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、主として令和5年度分について、監査対象の所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回監査を実施したところ、令和5年度における指定管理業務の執行および経費の支出手続きは、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められたが、一部において注意、改善すべき点が認められたので、今後より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので 記述は省略する。 ●監査対象:一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター(交通政策課)

監査対象施設(公の施設)

草津市立南草津駅自転車自動車駐車場

指定管理の業務範囲

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の施設および設備の維持管理に関する業務

意見・指摘事項

特になし

●監査対象:特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会(障害福祉課)

監査対象施設(公の施設)

草津市立障害者福祉センター

指定管理の業務範囲

- (1) 草津市立障害者福祉センター条例第3条に掲げる事業
- (2) 草津市立障害者福祉センターの施設、設備または備品の維持管理

意見•指摘事項

【特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会】

- ① デイ・入浴サービスの使用料や、教養文化講座の受講料は、毎月納付が基本である ので、障害福祉課と協議されたい。
- ② パソコン講座の受講料については、業務仕様書の規定に逸脱しているため、受講者 の意見も聞きながら、障害福祉課と十分に協議されたい。なお、障害福祉課との協 議等は、その記録を作成して保管されたい。
- ③ 人材確保が困難であることは推察するが、業務仕様書に規定のとおり、手話ができる人員を配置し、聴覚障害者へのサービス向上に努められたい。
- ④ 教養文化講座の開催について、障害福祉課と協議のうえ、適正な回数を開催できるよう努力されたい。
- ⑤ 「業務日誌」について、障害福祉課と協議のうえ、作成し、保管されたい。
- ⑥ 行政財産の使用料は、使用前の納付が基本であるので、障害福祉課と協議されたい。

【障害福祉課】

- ① 使用料等が毎月収納されなかったのは、障害福祉課の調定や納付書発行事務の遅れが原因であった。今後、このようなことが発生しないよう計画的かつ効率的に事務を執行されたい。
- ② センターの各事業にかかる変化の兆しや協定書、業務仕様書等の各規定に外れるような事案があれば、指定管理者から事情をよく聞き、利用者の意見も聞いて、仕様等の変更も視野に、十分協議のうえ適切に指導されたい。
- ③ サービス提供体制について適正に指導されたい。人員確保が困難である場合、当面の代替体制について指定管理者と協議のうえ、センター事業に支障が生じないよう

調整されたい。なお、IT 機器等も活用し、今後のサービス提供体制を検討されたい。

- ④ 業務仕様書に規定する教養文化講座の開催回数は、何らかのトラブルが発生して開催できない可能性もあるので、下限値を設けるなど規定内容を検討し、適切に指導されたい。
- ⑤ 業務日誌を作成して保管するよう指導されたい。なお、サービス毎に記録があるが、 業務日誌に代えられるのか、また、業務日誌に必要な項目、要素は何か、検討のう え指導されたい。
- ⑥ 草津市行政財産使用料徴収条例において、行政財産使用料は使用前に納付されなければならず、行政財産の使用後に使用料が納付された原因は、行政財産使用許可手続きや使用料の納付書の発送が遅れたことや納期の設定に問題があった。年度当初からの行政財産の使用にかかる手続きについて、関係部署と協議のうえ、適正に執行されたい。また、支払先を明確にし、仕様書に明示されたい。

●監査対象:大五産業株式会社(交通政策課)

監査対象施設(公の施設)

草津市立草津駅前地下駐車場

指定管理の業務範囲

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の施設および設備の維持管理に関する業務

意見・指摘事項

【大五産業株式会社】

- ① 事業報告書をはじめ提出書類は、事実に基づき正確に作成されたい。
- ② 仕様書に則り、緊急時に十分な対応ができるよう定期的に防災訓練等を実施されたい。

【交通政策課】

- ① 事業報告書をはじめ提出書類は、記載内容を確実に確認し、その後の手続きを迅速に進められたい。
- ② 定期的に防災訓練等を実施されるよう指導されたい。また、協定書や仕様書に規定した事項は履行の確認を確実にされたい。